

平成29年第16回弘前市教育委員会会議録

日時 平成29年11月15日(水)

午後2時30分

場所 岩木庁舎2階多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議

議案第26号 弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案

議案第27号 弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案

議案第28号 高岡の森弘前藩歴史館条例案

議案第29号 指定管理者の指定について

議案第30号 平成29年度教育費補正予算案に対する意見申出について

議案第31号 弘前市連合父母と教師の会事業費補助金に係る不正行為について

- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、4番 佐々木 健 委員、  
5番 高木 恵美子 委員

◇欠席委員

- 3番 澤田 美彦 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 忠久、理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育政策課長 鳴海 誠、  
学校づくり推進課長 三上 善仁、学務健康課長 中田 和人、  
学校指導課長 木村 文宣、教育センター所長補佐 小野 俊彦、  
生涯学習課長 戸沢 春次、博物館長 佐々木 健一、文化財課長 成田 正彦  
教育政策課主事 黒崎 みお、博物館長補佐 佐藤 弘道、  
文化財課長補佐 村元 広美

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 福士 智広、教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

午後2時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は4名で定足数に達しておりますので、平成29年第16回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に2番前田幸子委員と5番高木 恵美子委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が6件となっておりますが、議案第29号は、議会の議決を要する指定管理者の指定に係る議案であり、法人等情報を含む内容の審議による意思形成過程の案件であること、また議案第30号は平成29年度補正予算案の策定過程における案件であること、議案第31号は弘前市連合父母と教師の会事業費補助金に係る不正行為に対する今後の対応について審議するものであり、意思形成過程の案件であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、議案第29号、第30号及び第31号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いいたします。

・議案第26号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第26号 弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育政策課長(鳴海 誠) 議案第26号について説明します。提案理由は、奨学金の一部を入学一時金として貸与する仕組みを設けるため、関係規定を整備するなど、所要の改定をしようとするものであります。

(改正内容を、新旧対照表により説明)

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

○2番(前田幸子委員) 改正された部分が非常に分かりやすく、より明確になったなと感じました。

三つほど確認したいことがあります。まず全体の奨学金の貸与のことに关してですが、どの程度の人達が弘前市にそのままいて、そして活動したり活躍したりしているのか、割合というか人数について把握している範囲でよろしいのでお知らせください。何故質問するかというと、この目的の第1条のところに、「もって有為な人材育成に資することを目的とする」とありましたので、そういう意味で、その人達がどのように弘前市で活躍、活動しているのか、追跡調査が可能であれば、調査をするのがよいのではという部分もありまして、伺うものです。

二つ目として第8条の3項と4項ですが、ここは少ししか違いがないのですが、奨学生はと言うのが3項で、4項が奨学生であったものは返還完了前というが付け加えられているだけの違いなので、この辺はどのような意図で分けたのかということの理由について確認です。

最後に第12条返還期限の延長の部分ですが、災害その他特別の理由というのは、現在考えられる限りどのような事例が考えられるのか、今まではあったのかということについて伺います。

○委員長（九戸眞樹委員） それでは3点についてご説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） まず1点目の貸与を受けた方が、弘前市内に残ってどれだけ活躍されているかという事についてですが、残念ながらデータは取っておりません。ご提案があった件について、今後追跡調査や、アンケート等で調査していくということを検討したいと思います。

それから第8条第3項と第4項の違いの関係ですが、第3項につきましては、現在在学期間中というケースと、第4項では、返還している途中でそのようなことがあった場合には、報告して下さいということで場合分けをしたということです。

それから、第10条の返還期限の延長の関係ですが、災害その他特別の理由により今までは、実際に返還期限の延長はございませんでしたが、滞納者の方で卒業後病気をされて障がい者になられてしまった場合に、ご相談により延長していくなど、本人及びその連帯保証人に経済的なことも含めて、急遽何か起こった場合のことを想定したものでございます。以上です。

○1番（九戸眞樹委員） 貸与後に返還するのは、振り込みでしょうか。お金を返していくわけなので、そうすると居所について追跡が可能なのではないのでしょうか。

○教育政策課長（鳴海 誠） それこそ今の8条の4項の部分もありますので、返還台帳とか個人台帳がありまして、住所に移動があれば必ず報告してもらおうということになります。

○委員長（九戸眞樹委員） ある程度は把握できているということですね。

○教育政策課長（鳴海 誠） 今現在延べ103人ほど滞納者がございます。そういった方の多くが、住所移転と同時に戸籍も転籍していると、追跡調査が難しい場合や、できない方も少なくはない状況で非常に厳しいものがございます。ある程度の状況については、把握できるのかと思っております。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第26号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第26号は可決されました。

・議案第27号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第27号弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案について事務局から説明をお願いします。

○博物館長（佐々木健一） 議案第27号についてご説明します。提案理由は、弘前市立博物館の観覧料の額を改正するとともに、高岡の森弘前藩歴史館との共通券を設けるなど、所要の改正をしようとするものであります。

（改正内容を、新旧対照表により説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

○2番（前田幸子委員） 観覧料の増額について、前回の改訂から何年も経っていることでしょうか、正しいのではないのかなと思います。13条の3項、観覧者の前納する部分で、市長が特別の理由があると認めた時は後納することができるとありますが、特別な理由というのは、今まで事例があったのか、無ければ、考えられるのはどのような事例なのか、ご説明をお願いします。

○博物館長（佐々木健一） 最近も事例があり、弘前大学の講座で使用した際に、事前に後納する申請がございまして、同じようなケースは幾つかあります。

○1番（九戸眞樹委員） 改正は何年ぶりですか。

○博物館長（佐々木健一） 平成6年に改正してからですので24年ぶりとなります。

○5番（高木恵美子委員） 共通券に有効期限というのが示されていないので、例えば何年も経ってから見に行くというのは大丈夫なのでしょうか。

○委員長（九戸眞樹委員） 共通券に期限はあるのでしょうか。

○博物館長（佐々木健一） ございません。弘前公園の入園料と同様に期限を設定しておりません。

○委員長（九戸眞樹委員） よりたくさんの人に来ていただきたいという趣旨ですね。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第27号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第27号は可決されました。

・議案第28号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第28号高岡の森弘前藩歴史館条例案について事務局から説明をお願いいたします。

○文化財課長（成田正彦） 議案第28号について説明します。提案理由は、高岡の森弘前藩歴史館の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

（議案により各条文を説明）

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

○2番（前田幸子委員） 記述についてですが、レコード等の資料の次に括弧があります

が、電磁的記録、その次にもまた括弧があり、そして3行目に、また括弧があつて、更にその後に括弧があるのですが、この括弧は何とかならないですか。

- 文化財課長（成田正彦） この記述については、博物館法に規定されているものをそのまま規定しております、このような記載方法になっております。
- 2番（前田幸子委員） もっと分かりやすく、変えていくことはできないですか。
- 文化財課長（成田正彦） 市立博物館条例の方も同じように規定しており、それを準用しております。博物館法に基づいた施設ですので、同様の記載をさせていただいたということになります。確かに少し分かりにくい部分はあるかもしれませんが。
- 委員長（九戸眞樹委員） 電磁的記録、電磁的、今風な言い方にできれば、もっとわかりやすくなると思うのですが。
- 文化財課長（成田正彦） 博物館法も昭和26年に作られ、それ以降、改正も多いですが、この部分は改正されていないというところがあります
- 委員長（九戸眞樹委員） 基になる法律が改正されないと、独自に変えるのは難しいということでしょうか。ただ今後、改正する機会には検討をお願いします。
- 文化財課長（成田正彦） 今後改正する機会には、文化庁の方ともいろいろ協議しながら、いろいろ要望して参りたいと思います。
- 2番（前田幸子委員） 次に第7条観覧者の遵守事項のところ、外国人の観光客などいろいろなことを考えると、スマホでの撮影禁止とか、模写はしていいのかなど、そのような部分を規定する必要があるのではと思うのですが、いかがでしょうか。
- 文化財課長（成田正彦） 模写は、特別な利用になりますので、別に規定してあります。ここでは入館した時、資料を損傷したり汚損したりする可能性が見受けられる場合は、入館を拒否することができるということとなります。
- 2番（前田幸子委員） スマホで写していれば注意するということでしょうか。書いていないと言われればどうしますか。
- 文化財課長（成田正彦） 館内に、撮影禁止と表示をすることで注意しております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 国立博物館とかですと、作品によって違います。全館ということではなくて、権利を有している物については、これは撮影してもいいもの、ダメなものという細かい規定が必要ではないかと思ひます。
- 教育部長（野呂忠久） 先日博物館が新聞記事になったのですが、SNSで発信するというのも、一つの手段となりつつあります。そのようなことを踏まえると、作品によって判断していく部分があるかと思ひます。
- 博物館長（佐々木健一） 著作権の問題がござひます。作者がずっと前の方ですと問題ないものもありますが、現存作家はダメだとかいろいろあり、そのようなことを考慮して決めております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 出てしまつてからでは遅いので、厳正にきちんとやつていかなければいけないことだと思ひます。
- 5番（高木恵美子委員） もともと宝物殿は撮影禁止でしたが、ネットに甲冑などいろいろと写したものが載つています。

- 2番（前田幸子委員） やはり写している方がいらっしゃるということですね。今後考える必要はありますよね。
- 5番（高木恵美子委員） どこから得たのか、こっそり撮影しているのでしょうか。  
 条例案とは特に関連がないのですが、高岡の森弘前藩歴史館の駐車場について教えていただければと思います。それと弘南バスの状況を教えていただければと思います。
- 文化財課長（成田正彦） 駐車場の件ですが、高照神社の境内を現在駐車場として利用しております。馬場跡については駐車場との通路を整備している状況です。駐車場から資料館の方に下りてくるような動線となりますので、こちらから資料館の方に入ってくるというような流れを考えています。  
 それとアクセスの件ですが、岩木山神社方面に行くバスが、上下各大体12本ずつあるのですが、現在高岡を経由するのは4本から3本ということで、しかも時間帯があまりよくないという状況にあります。都市政策課の交通対策推進室と相談をしております、現在、高岡経由を増やして欲しいということのを要望して、すでに協議は始めています。まだ状況が掴めないところですが、現在作業は進めていますので、ご理解いただきたいと思います。
- 5番（高木恵美子委員） 真ん中に大きい中門があり、そこを突っ切って馬場に行くというこの通路について、神社に行く度に不安に感じていますがどうでしょうか。
- 文化財課長（成田正彦） こちらの駐車場を神社と共用しながら、危なくないような形で何とか駐車していただいた上で、馬場も含めて上手く誘導出来ればと考えています。逆に資料館に来てそのイベントで馬場の方へ案内する時には、案内する係員を配置するなど、安全対策にも配慮しながら安心して観覧出来ればと思っています。
- 1番（九戸眞樹委員） 関連して、歴史館建物の近くに、障がい者用の駐車場が設けられればよいのかなと思います。
- 文化財課長（成田正彦） 歴史館右側の所に少し余地があるのですが、ここに障がい者用の駐車スペースを確保してあります。
- 1番（九戸眞樹委員） できてしまってから、あれがあれば良かった、これがあれば良かったでは遅いので、凶面の段階で検討できるものについては配慮していただければと思います。少しお歳を召してから旅行する方々も多くなっていますので、馬場に行く時に車椅子で行けるようにするなど、全部を実現することはできないかもしれませんが、努力するというところを見せていただきたいと思います。
- 文化財課長（成田正彦） 通路部分についてはバリアフリーで段差がありませんので、車椅子で移動できるようにする予定です。
- 1番（九戸眞樹委員） 博物館と弘前藩歴史館の棲み分けというか、どちらも歴史を扱う展示物あるいは内容において、重なる部分があるかと思います。協議会がどちらにもできますので、それぞれに協議会を運営していくのかという点について、お伺いします。
- 文化財課長（成田正彦） まず棲み分けについてですが、弘前藩歴史館で貯蔵する資料は、高照神社が貯蔵している資料であり、展示内容は弘前藩の成り立ち、それと四代

信政公の事跡を中心とした江戸時代に特化した展示が主になります。弘前市立博物館はそういう意味では、縄文時代から現代までの幅広い時代を網羅しておりますので、博物館の方である程度歴史、江戸時代も含めてある程度学んだら、こちらの歴史館の方で江戸時代に特化して学べるかたちとっておりました。

次に協議会についてですが、先ほど申し上げましたとおりそれぞれの時代に特化した資料を扱うこととなりますので、その時期の専門家を含めて協議会の委員を構成していくかたちになるかとおっております。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第28号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は可決されました。

・議案第29号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第29号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により関係者以外の方は退席をお願いいたします。

（関係者以外退席）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第29号指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

・議案第30号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第30号 平成29年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

・議案第31号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第31号の審議に入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、議案第31号 弘前市連合父母と教師の会事業費補助金に係る不正行為について、事務局から説明をお願いします。

（関係者以外退席）

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これもちまして、平成29年第16回弘前市教育委員会会議を閉会い

たします。

午後3時10分閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 前 田 幸 子

署名者 高 木 恵 美 子